

平成30年度 岐阜県立飛騨高山高等学校 いじめ防止基本方針

法による策定日 26年4月1日 法による改定日 29年10月31日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条を受け、国の基本方針（平成29年3月14日最終改定）岐阜県の基本方針（平成29年8月22日改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

- 「いじめは、どの学校でも、生徒にも起こりうる。」を基本認識として、全職員が、教育活動全体において危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに事態に真摯に対処する。

(1) いじめの具体的な態様

本校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える。

- 冷やかされる、からかわれる、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれにされる、集団により無視される。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

※その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

※けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 学校の基本姿勢

- いじめを重大な人権侵害として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- いじめ問題には、学校が組織的に取り組み、早期発見・早期対応はもとより未然防止に努める。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- 生徒相互のより良い人間関係づくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。
- 学校いじめ基本方針については、学校のホームページへの掲載および、年度の開始時に生徒、保護者、関係機関に説明する。
- いじめが解消している状態とは、いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していることと、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが少なくとも必要である。また再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒と保護者への面談等により確認する。
- いじめ等防止対策について、PDCA（計画/実行/評価/改善）サイクルにより改善を図る。

2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

- 本校は、次のような組織を設置する。

[組織の名称]

飛騨高山高等学校いじめ防止等対策検討会議

[組織の構成員]

学校関係者…校長、副校長、教頭(全・定・通)、生徒指導主事(全・定・通)、教育相談担当(全・定・通)

第三者機関…臨床心理士(外部専門家の参画)、保護者代表(全・定・通)、地域代表

※校長が会を司る。定時制・通信制は校長の命を受け、副校長が司る。会務は教頭が担当し、生徒指導主事がこれを補佐する。

※臨床心理士は必要に応じて参加する。

[組織の運営]

年2回(5月・2月)いじめ防止等対策検討会議を開催する。

第1回は、学校の現状の確認及び基本方針の検討をするとともに、年間計画を決定する。

第2回は、取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針等の見直しを検討する。

重大事態発生時及び重大事態に発展する恐れのある時には、速やかに課程別いじめ対策検討会議を開催し、事態の対応に当たる。その際、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

【全課程共通】

3 通信制の取組

- 教育活動全体を通じて、すべての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- 情報の「報告・連絡・相談」体制を整備し、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- 外部評価（学校評価を含む）を定期的実施し、点検及び見直しを行う。
- 教職員の資質向上及び人権意識向上を図るべく、管理職による定期的な自己啓発面談を行う。
- 「気長・丁寧・親切」を合言葉に教職員の共通理解を図り、生徒に接する。

【教務部】

- 授業規律の確立を推進するとともに、学習環境を定期的に点検・整備する。
- 各教科の授業研究を推進し、わかる授業を実践する。

【生徒指導部】

- 定期の懇談以外に、日頃気になる生徒に対して、その都度言葉かけ、懇談を行い、いじめ防止（再発防止）につなげる。また、いじめ防止及び再発防止に係る職員研修会を実施する。
- 職員間の連携を密にして、生徒に関する情報収集に努めるとともに心配な生徒については早い段階で家庭との連携を図る。
- 年4回（6月、9月、11月、1月）学校生活に関するアンケートを実施し、情報収集に努める。
- 情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- 外部機関（警察、子ども相談センター等）と定期的に情報連携を図る。
- HR活動を通して、人間として望ましい在り方・生き方を考え、互いに尊重し合う態度を養う。
- 保健室利用者に対して、身体的な健康管理指導だけでなく、心の相談活動も推進する。

【進路指導部】

- 進路実現に向けて、段階的に各種情報を提供し、目的意識をもたせる指導をする。
- 就労（アルバイト）を奨励し、望ましい勤労観・職業観を育成する。
- 個々の進路に対応した面接指導・小論文指導等を適切に行う。

4 学校いじめ防止プログラム

月	行 事	目 的	取 組 内 容
4	新入生三者懇談(保護者懇談)	情報収集	• 学校生活への適応指導
	二者懇談	早期発見	• 担任と生徒の二者面談
5	授業参観・クラス懇談会	連携	• 家庭との情報連携及び学校生活・家庭生活状況の確認
	第1回いじめ防止等対策検討会議	確認	• 現状の確認、基本方針の検討、年間計画の決定
6	宿泊研修	早期発見	• 学校生活への適応指導と親睦を深める
		情報収集	• 生徒に関する情報を共有する
	第1回スクールライフアンケート	発見対応	• 無記名で全校生徒対象に実施
	人権に関するLHR（生活体験発表会）	啓発防止	• 人との関わりや他人を尊重する心を学ぶ
9	第2回スクールライフアンケート	発見対応	• 記名式で全校生徒対象に実施
10	教養講座	啓発防止 理解	• 教養を高めるための講話 卒業生による講話 「海外での経験と現在の活動」
11	第3回スクールライフアンケート	発見対応	• 無記名で全校生徒対象に実施
	教育相談職員研修（全日参加）	理解	• 生徒理解や教育相談などの校内研修の実施
12	授業参観・クラス懇談会	連携	• 家庭との情報連携及び学校生活・家庭生活状況の確認
1	第4回スクールライフアンケート	発見対応	• 記名式で全校生徒対象に実施
2	第2回いじめ防止対策検討会議	報告 検討	• 取組の成果と課題、基本方針等の見直し・検討 <i>(PDCA)</i>

※日常的に生徒の外観・表情・受け答え等から変化をとらえる。

※月例職員会議と検討会で、学校の方針と具体的な対応の確認、生徒情報交換をする。

※職員研修として、いじめ防止対策として事例研究を行う。

※飛騨通信（毎月）と保護者向け通信（季刊）を発行し、学校情報を伝える。

※スクールカウンセラー等活用事業の活用

※いじめ防止対策の取り組みの状況を自校評価に記載し、HPで公表する。

【通信制課程】

5 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

[対応する組織]

- ・生徒指導部(教育相談担当を含む)及び生徒指導委員会
※生徒指導委員会の構成員は、管理職、当該生徒の担任・生徒指導主事、教育相談係等とする。
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
※生徒指導部は記録を取る。

[対応手順]

- ①被害生徒、加害生徒の安全を確保する。
- ②被害生徒、加害生徒の事実関係を把握する。(複数の教員が関係生徒から個別に聴き取る)
- ③具体的な対応や手順等を決める。→対応方針を職員間で共通理解する。
- ④保護者に連絡し、誠意をもって丁寧に説明する。(事実関係、支援・指導方針、具体的な支援・指導方針)
- ⑤関係諸機関と連携する。(教育委員会、警察、子ども相談センター等)
- ⑥カウンセリングを取り入れる。(教育相談的アプローチ)
- ⑦必要に応じて(特にいじめによる不登校等、重大事態に発展する恐れのある時)、課程別いじめ対策検討会議を開催し、情報の共有を図る。
- ⑧指導の見直しをしながら、いじめの解消まで継続し、再発を防止する。

さ	最悪を想定し
し	慎重に
す	素早く
せ	誠意を持って
そ	組織で対応

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

[対応手順]

- ①速やかに、課程別いじめ対策検討会議を開催する。
必要な場合には専門的な第三者を加えるものとする。
※構成員は、重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、公平性、中立性の保持に努める。
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
- ②県教委(地域担当生徒指導主事を含む)へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
※生徒又は保護者からの重大な被害が生じたという申し立てに対しては、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

[事実関係を明確にするための調査を実施するにあたっての留意事項]

- ①県教委(地域担当生徒指導主事を含む)と連携し、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- ②生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由にして説明を怠ることがないようにする。
- ③生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒及び保護者に説明する等の措置を取る。
- ④調査結果は県教委に報告する。
- ⑤調査結果で明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等の情報を提供する。

6 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、アンケート質問票の原本等を最低でも卒業するまでとし、生徒の個人調査データ(心理検査、いじめ調査、迷惑調査等)及び調査報告書は、指導要録との並びで卒業後5年間保管する。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。